

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

I 医療的機能強化事業

- ① 次のいずれか又は両方を実施する。
 - (1) 医師（非常勤に限る。）を配置する。
 - (2) 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。

（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

拡充

② 児童相談所のトラウマケア連携体制整備

トラウマケアを必要とするこどもに対し、児童相談所と地域内の関係機関が継続的にケアを提供する体制を構築できるよう、児童相談所による援助方針を踏まえ、医療機関に所属する心理職等が、児童心理司と連携してきめ細やかなケアやフォローを行うために必要な費用を補助する。

II 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

I ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市、児童相談所設置市 II 都道府県、指定都市

【補助基準額】

I ① 1自治体あたり：7,818千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,818千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）

拡充

② 1自治体あたり：3,453千円

II 1自治体あたり：4,767千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,767千円×事業実施月数／12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2